

令和6年2月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第1985号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年11月8日

判 決

5

原 告 水 原 清 晃
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 小 沢 一 仁

東京都新宿区山吹町295 杉山ビル2階

被 告 伊 藤 和 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 山 下 幸 夫

10

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する令和5年1月7日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

20

本件は、原告が、被告がソーシャルネットワークサービスであるツイッター(当時の名称。以下、名称変更の前後を問わず「ツイッター」という。)上にした投稿により、その名誉を毀損されたと主張するとともに、名誉感情を侵害されたと主張し、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金165万円及びこれに対する不法行為の日である令和5年1月7日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

25

2 前提事実等（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、ツイッターにおいて「暇空茜」というアカウントを用いて投稿等を行う者であり、「暇な空白」という名称で文章の投稿を行ったり、「暇な空白チャンネル」というアカウントで動画の配信を行ったりしていた（甲1～3、弁論の全趣旨）。

イ 被告は、東京弁護士会に所属する弁護士である（甲5）。

(2) 原告による住民監査請求

原告は、令和4年11月2日、東京都監査委員に対し、東京都若年被害女性等支援事業の受託団体である一般社団法人C o l a b o（以下「本件団体」という。なお、同団体の代表者は女性である。）の会計報告に不正があるとして、地方自治法242条1項に基づき、報告内容について監査を行い、必要に応じて返還請求等の適切な措置を講ずることを求めた（以下「本件住民監査請求」という。）。東京都監査委員は、同年12月28日付けで、この請求の一部を理由があるものと認め、東京都福祉保健局に対し、経費の実績額を客観的に検証可能なものにすることなど一定の措置を講ずるよう勧告し、同監査結果を、同日に原告に通知し、令和5年1月4日に公表した。

原告は、令和4年12月29日、「暇空茜」のアカウントを用いるなどして、上記監査結果をインターネット上で公表した。（以上につき、甲7～9、17、乙55）

(3) 本件投稿に至る経緯

ア 被告は、令和5年1月7日午前9時34分、ツイッター上に、「最近、SNSのせいで、いらん仕事や揉め事が増えましたね 誹謗中傷に偽情報それが世論形成を歪めたり人を傷つけるので 本当にやらなきゃいけないプロジェクトを進める前に 膨大にそういう対応を余儀なくされる時代

しかし地球も自分の命も有限なので 本質を見失わないよう、着実に実のある仕事をしたい」と投稿した（乙1）。

イ 小倉秀夫弁護士（以下「小倉弁護士」という。）は、同日午前10時17分、ツイッター上に、上記アの投稿を引用する形で、「「本当にやらなきゃいけないプロジェクト」を進めたかったら、まず無駄に敵を作らないことが重要ですね。」と投稿した（乙2の1・2）。

ウ 被告は、同日午後0時20分、ツイッター上に、上記イの投稿を引用する形で、「貴殿にお返しします。」と投稿した（乙3）。

エ 小倉弁護士は、同日午後1時9分、ツイッター上に、上記ウの投稿を引用する形で、「日本人異性愛男性なんてどんなに敵に回そうがプロジェクトを成就させることができると本気でお考えならご自由に。」と投稿した（乙4）。

オ 被告は、同日午後5時13分、ツイッター上に、上記エの投稿を引用する形で、「なんじゃこりゃ？ なぜ属性にこだわるんですか 男性 日本人 異性愛 マイノリティはマジョリティを怒らせるな そうじゃなければお前のプロジェクトなど妨害してやるって言う脅迫でしたら、暇某とおんなじ。とんでもない差別ですね。 そういう意図がないなら発言は撤回すべきです。」と投稿（以下「本件投稿」という。）した（甲6）。

3 争点

(1) 名誉毀損による不法行為の成否

ア 本件投稿中の「暇某」が原告を指すものと特定できるか（争点1）

イ 本件投稿が原告の社会的評価を低下させるか（争点2）

ウ 違法性阻却事由等の有無（争点3）

(2) 名誉感情侵害による不法行為の成否（争点4）

(3) 本件投稿によって原告に生じた損害（争点5）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 本件投稿中の「暇某」が原告を指すものと特定できるか（争点1）

（原告の主張）

5 本件投稿当時、「暇空茜」が本件住民監査請求を行ったことなどが話題になっていたのであるから、「暇某」と呼ばれる人物は、「暇空茜」、すなわち原告しかいない。被告が「暇空茜」のアカウントを指して「暇某」と称していたことから、「暇空茜」と「暇某」が同一人物を指すことは明らかである。

（被告の主張）

10 本件投稿中「暇某」との記載は、「暇空茜」ではなく、「暇アノン」と評される人達（女性等のマイノリティに対して攻撃的・威圧的な態度をとる傾向のあるツイッター・ユーザーの一群）をも指すものとして使用している。仮に、「暇某」が「暇空茜」を指すものと解されとしても、原告は氏名以外の個人情報を一切明らかにしていないのであるから、仮想人格である「暇空茜」と原告との同定可能性はない。

(2) 本件投稿が原告の社会的評価を低下させるか（争点2）

15 （原告の主張）

20 本件投稿当時、原告がした本件住民監査請求の一部が認容されたことなどから、原告は多くの支持を得ることになった反面、本件団体やその代表者は多くの批判を受けていた。このような状況を踏まえれば、本件投稿は、「原告は、本件団体やその代表者が、多数の支持を得ている原告を怒らせるようなことをするのであれば、本件団体の活動を妨害すると脅迫する人物である」との事実を摘示し、これを前提に、とんでもない差別に当たるとの意見を述べるものである。

25 上記事実は、原告が、主観的かつ曖昧な理由により、本件団体やその代表者に対する不合理な弾圧や嫌がらせをするような人物であるとの印象を与える。また、本件団体の代表者が女性であり、本件団体が若年被害女性等支援事業の委託を受けた団体であることなどからすれば、上記意見は、男性であ

る原告が、女性を酷く差別しているとの印象を与えるから、いずれも原告の社会的評価を低下させるものである。

(被告の主張)

本件投稿は、その経緯をみれば、全体として小倉弁護士のツイートに向けられた論評と受け取られるものであり、そこで示された意見論評はいずれも原告に向けられたものでないことが明らかであるから、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(3) 違法性阻却事由等の有無（争点3）

(被告の主張)

ア 本件投稿は、ソーシャルネットワーキングサービス上の差別的言動を是正し、差別的表現の撤回を求めるものであるから、公共性・公益目的性がある。

イ 原告は、令和4年8月から令和5年1月にかけて、ツイッター上に、原告を怒らせるようなことをするのであれば本件団体の活動を妨害すると脅迫する内容の投稿をしていたのであるから、被告が摘示したとされる事実（原告は、本件団体やその代表者が、多数の支持を得ている原告を怒らせるようなことをするのであれば、本件団体の活動を妨害すると脅迫する人物であること。）は、真実である。

また、被告は、本件団体に対する脅迫を伴う原告の投稿を確認していたほか、本件団体への批判に関する報道や、それに関する本件団体の弁護団の見解を確認するなどしていたから、上記の被告が摘示したとされる事実が真実と信ずるにつき、相当な理由があったというべきである。

(原告の主張)

ア 公共性については積極的に争わない。被告が具体的な根拠を示すことなく漠然と原告を貶める発言を繰り返していることからすると、本件投稿は、専ら原告が女性を差別する人物であるとの印象を不当に広めようとする目

的で行われたものである。

イ 真実性及び真実相当性については、いずれも否認し、争う。

(4) 名誉感情侵害による不法行為の成否（争点4）

（原告の主張）

5 本件投稿は、何らの根拠なく原告が酷く女性差別をする人物だと指摘した
ものであり、原告の名誉感情を社会通念上許容される限度を超えて侵害する
ものである。

（被告の主張）

10 本件投稿は、原告に向けられたものではないし、原告が酷く女性差別をす
る人物だと述べたものではないから、社会通念上許される限度を超える侮辱
行為であるとはいえない。

(5) 本件投稿によって原告に生じた損害（争点5）

（原告の主張）

15 本件投稿によって、原告の名誉権又は名誉感情が著しく侵害されたのであ
り、その慰謝料は150万円を下回らない。また、原告の弁護士費用相当額
15万円も本件投稿による損害である。

（被告の主張）

否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

20 1 争点1（本件投稿中の「暇某」が原告を指すものと特定できるか）について

(1) 証拠（甲11、12、乙45、46）によれば、被告は、本件投稿の前後
に、ツイッター上で、「暇空茜」のアカウント画面を明記して「暇某」と称す
る投稿を複数回行っていることが認められるから、本件投稿を含めた一連の
投稿において、あえて「暇空茜」を明示しない趣旨で「某」の語を用いてい
25 ると認められる。また、前提事実(2)及び証拠（甲10、乙7）によれば、「暇
空茜」が本件監査請求の監査結果を公表して以降、ツイッター上で本件団体

に関する投稿が急増し、本件投稿の時点でも、1日当たり10万件を超える投稿が続いていたと認められるから、本件投稿時には、一般のツイッターの閲覧者の間でも、「暇空茜」の存在を含む本件住民監査請求に関する話題が相当程度の関心を集めていたといえる。そうすると、本件投稿を閲覧した読者（閲覧者）の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件投稿中の「暇某」は、「暇空茜」を指すものと容易に特定することができるといえる。

被告は、ツイッター上の投稿は一件ごとに同定可能性を吟味・判断すべきであるとか、本件投稿中「暇某」との記載は、「暇空茜」ではなく、「暇アノン」と評される人達を指すものとして使用されているなどと主張するが、関連する他の投稿を閲覧する読者も多いと考えられること（甲10～12、15、16、20、乙45～47等参照）を踏まえると、本件投稿を閲覧する読者の普通の注意と読み方とは整合しないものであり、いずれも採用できない。

- (2) そして、前提事実(1)ア、証拠（甲4、13、14、16）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、「暇空茜」や「暇な空白」という名称を用いてインターネット上で活動をしているところ、原告の氏名を検索サイトに入力すると、同一の氏名の人物が「暇空茜」や「暇な空白」という名称を用いていることを指摘するウェブサイトが表示されると認められるほか、「暇な空白チャンネル」では肉声による動画配信をしていること、「暇空茜」のアカウントの住所がインターネット上で流出していることがうかがわれる。こうしたことから、原告を知る者が本件投稿を読めば、「暇空茜」、すなわち原告を対象としたものと理解することが可能であったというべきであり、「暇空茜」のアカウントが令和2年12月から利用されており、6万人を超えるフォロワー（「暇空茜」の投稿を自身のツイッターアカウントのタイムラインに表示する設定をしている者）がいること（甲1）や、「暇な空白チャンネル」のチャンネル登録者数が4万人を超えること（甲3）などにも照らせば、このような

原告の情報を知る読者が特定少数に限られるとは考え難い。

- (3) したがって、本件投稿を閲覧した不特定多数の読者において、「暇某」が原告を指すものと特定することができるというべきである。

2 争点2（本件投稿が原告の社会的評価を低下させるか）について

- (1) ツイッター上のある投稿が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）ところ、本件投稿は、直接的には小倉弁護士の投稿に向けられたものであり、その内容が脅迫又は差別に当たり得ると論評するものであるが、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、その前提として、「暇某」すなわち原告が、マジョリティを怒らせるようなマイノリティの活動に対して妨害行為を行う人物であるとの事実摘示を含むものと理解できる。

そこで、かかる事実の摘示及び論評が原告の社会的評価を低下させるものであるか否かを検討する必要がある。

- (2) この点、本件投稿では「妨害」行為の内容について特段明示されていないが、これが「脅迫」や「差別」に当たるとの評価と併せ読めば、一般の読者に対し、原告が違法ないし不当な妨害行為を行う人物であるとの印象を与えるものといえる。

他方で、本件投稿は、その形式及び内容から、小倉弁護士の投稿に対する論評としてされたものであることが明らかである上、「妨害」行為の内容も明確には記載されておらず、一般の読者が本件投稿について具体的な理解を得ることは困難である。また、本件投稿と関連する複数の投稿を併せ読むことにより、本件投稿をした被告と原告（「暇空茜」）が、特に本件団体の活動に関して異なる意見を持ち、原告（「暇空茜」）が被告をブロック（特定のユーザーからのフォローを拒否すること）するような対立関係にあることを認識

できた可能性がある（甲11、乙17、19～25等）。

これらの事情を踏まえれば、一般の読者の多くは、本件投稿について、被告が小倉弁護士の記事を非難するために、原告（「暇空茜」）の名前を利用して否定的なニュアンスを強めようとしたにすぎないものと受け取ると認められ、原告に対する非難の要素が強いとはいえない。そうすると、本件投稿によって、不法行為を構成するほどに原告の社会的評価が低下するとは認めるに足りないというべきである。以上の点に反する原告の主張はいずれも採用できない。

(3) したがって、名誉毀損を理由とする損害賠償請求は、その余の点を判断するまでもなく、理由がない。

(4) なお、念のため検討するに、仮に、本件投稿が不法行為を構成するほどに原告の社会的評価を低下させるものであったとしても、次に述べるとおり、不法行為責任は認められない。

すなわち、本件投稿で摘示された事実は、その当時社会の耳目を集めていた原告の活動に関するものであるから、公共の利害に関する事実といえ、本件投稿やそれに先立つ小倉弁護士の投稿の内容等を踏まえると、本件投稿の主たる目的は、公益を図る目的であったといえる。そして、原告が、生物学的な性差から労働や知能の点で女性が男性に劣るという趣旨の投稿を行っていた（乙49～51）ところ、本件団体の代表者を否定的な意味を込めて「自称フェミニスト」などと呼称し、女性の権利向上を志向する本件団体の活動に対しても、具体的な根拠を挙げることなく「公金チューチュースキーム」などと批判を繰り返す（甲18、19、乙11～13、16、17、42）中で、公金の不正受給が行われたことを理由とする本件住民監査請求を行った（前提事実(2)）という経緯に鑑みれば、被告において、本件住民監査請求を含めた本件団体に対する原告の諸活動は、社会的マイノリティである女性が行う普及啓発プロジェクトに対する妨害活動に他ならないと信じたことに

相当な理由があったといえるから、故意又は過失は認められない。

3 争点4（名誉感情侵害による不法行為の成否）について

社会的評価の低下を伴わない侮辱的な表現については、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて人格的利益を侵害する不法行為と評価され得る（最高裁平成21年（受）第609号同22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758頁参照）。

そこで検討するに、前記2で説示したとおり、本件投稿は、直接的には小倉弁護士への投稿に向けられた論評であって、具体的に原告のいかなる「妨害」行為が脅迫や差別に当たるかについては言及していない。このことに加えて、前述したとおり、原告自身、ツイッター上で生物学的な性差から労働や知能の点で女性が男性に劣るという趣旨の投稿を行っていることからすると、間接的かつ抽象的に原告の脅迫や差別について言及する本件投稿が、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるとは認められない。

したがって、本件投稿が原告の名誉感情を侵害する不法行為に当たるとはいえない。

4 結論

よって、その余の点を検討するまでもなく、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第12部

裁判長裁判官

吉岡 大地

裁判官

小西 俊輔

裁判官

池口

弘樹



11

これは正本である。

令和6年2月5日

東京地方裁判所民事第12部

裁判所書記官 高橋 雅 生

